

令和3年度都道府県単位保険料率について

令和3年1月18日

目次

1.令和3年度平均保険料率に関する評議会での意見(山口支部).....	1
2.令和3年度平均保険料率に関する支部評議会での意見概要.....	2
3.令和3年度平均保険料率に関する運営委員会での意見概要.....	3
4.令和3年度平均保険料率に関する協会の対応.....	4
5.令和3年度山口支部保険料率の算定について.....	5
6.令和3年度全国平均保険料率との比較.....	6
7.山口支部保険料率の推移.....	7

令和3年度平均保険料率に関する評議会での意見（山口支部）

令和2年10月29日に開催した評議会において

- ①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
- ②2022年以降、後期高齢者が急増し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
- ③新型コロナの感染拡大による経済情勢の悪化により、今年度に入ってから、被保険者数の伸びが鈍化するとともに、保険料の納付猶予の額が、令和2年8月28日時点で約1,050億円に達するなど、これまでも増して先の見通せない厳しい状況にあること。

以上のことを踏まえ、今後の保険料率のあり方については、中長期で考え平均保険料率10%を維持したい旨ご説明し、次の意見を頂き理事長に報告いたしました。

【評議会意見】

- ・令和3年度保険料率は10%維持すべきと言うのが当評議会の意見です。
- ・保険料率の変更時期については例年通り4月に変更すると言うのが当評議会の意見です。

【学識経験者】

- ・国民皆保険を崩壊させない事が大事なので保険料率10%維持でいいと思う。
- ・賃金上昇率と被保険者数は徐々にマイナスになっていくので、保険料率10%維持するには、今後病気の予防等で医療費を抑える事をしていかなければいけない。
- ・保険料率の変更時期は4月でよろしいが、介護保険の変更時期と合わせて頂くと事務的に助かります。

【事業主代表】

- ・現在のコロナ禍の中、保険料率10%を維持して数年間は様子を見るしかない。
- ・毎年保険料率を変動させるのではなく、先に目標の料率を設定してはどうか。

【被保険者代表】

- ・保険料率を一旦下げてまた上げるのには抵抗がある。今は保険料率10%を維持して、来年再来年以降のコロナの状況をよく見ながら判断していくべきだと思う。
- ・将来的に考えると10%維持でがんばって行こうと思う。
- ・コロナの影響が不透明なので保険料率10%維持が妥当だと思う。

令和3年度平均保険料率に関する支部評議会での意見概要

意見の提出なし 6支部(13支部)

※()は去年の支部数

意見の提出あり 41支部(34支部)

- ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部(21支部)
- ② ①と③の両方の意見のある支部 5支部(7支部)
- ③ 引き下げるべきという支部 2支部(2支部)
- ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) 3支部(4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

令和3年度平均保険料率に関する運営委員会での意見概要

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと考える。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

協会としての対応

① 平均保険料率について

- ・ 令和3年度は、令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す。
- ・ 令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- ・ インセンティブ分の加算額は、0.004%から0.007%に変更する。

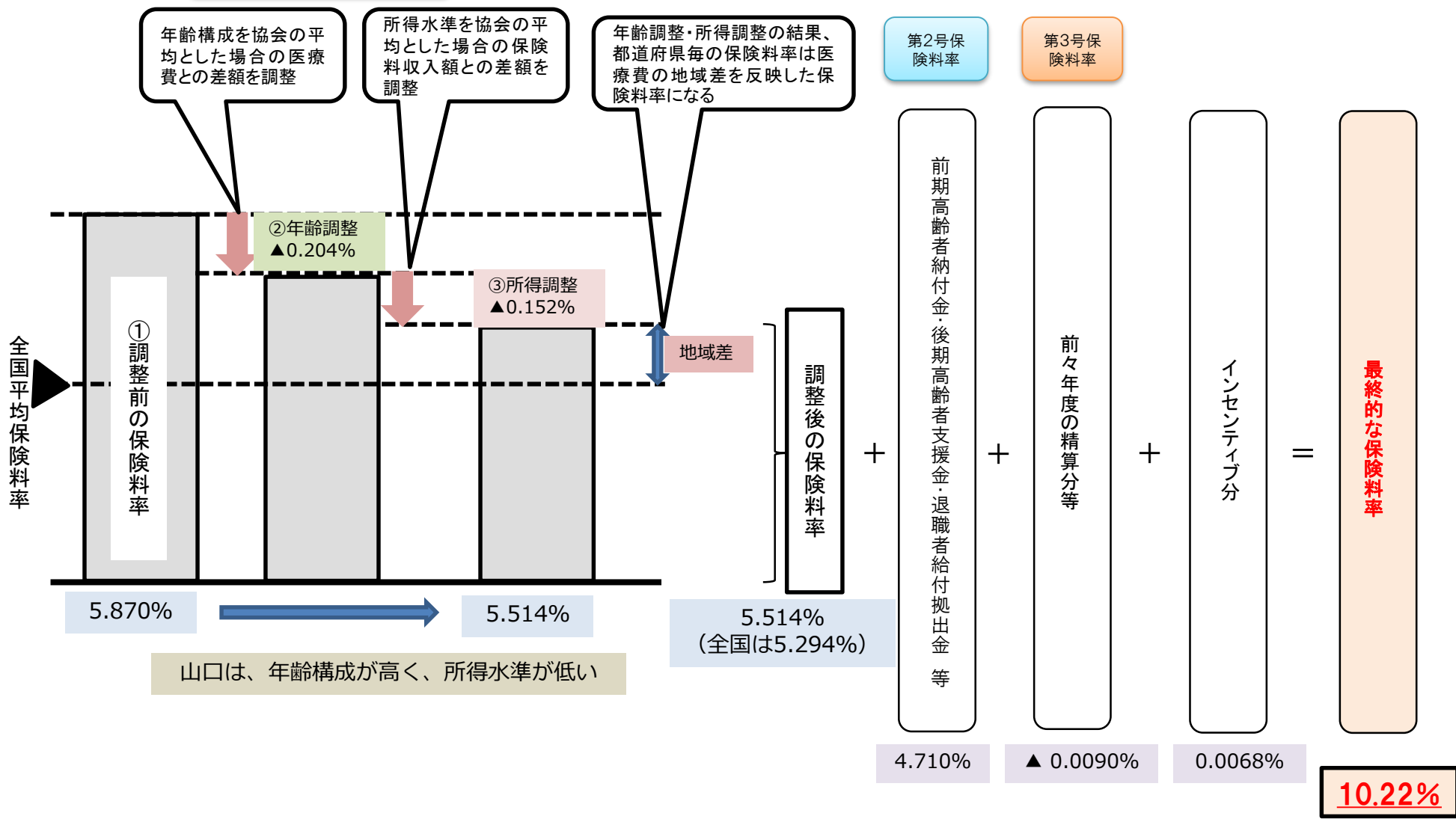
② 保険料率の変更時期について

- ・ 令和3年4月納付分からとする。

山口支部の令和3年度保険料率 10.22% (前年比+0.02%)

令和3年度山口支部保険料率算定のイメージ図

第1号保険料率



令和3年度全国平均保険料率との比較

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定(令和3年1月下旬頃確定する予定)であること等から、現時点において暫定版である。

(単位:%)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	
		年齢調整	所得調整				インセンティブ分	
全 国	5.294	—	—	5.294	10.00	10.00	10.00	0.0000
山 口	5.870	▲ 0.204	▲ 0.152	5.514	10.22	10.21	10.22	0.0068

(注)

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.45%）、前期高齢者納付金等（3.54%）、保健事業費等（0.74%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.71%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007%を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2）の「令和元年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

山口支部保険料率の推移

年度	山口支部(%)	全国平均(%)	全国平均との差(%)
平成20年度	8.20	8.20	+0.00
平成21年度	8.22	8.20	+0.02
平成22年度	9.37	9.34	+0.03
平成23年度	9.54	9.50	+0.04
平成24年度	10.03	10.00	+0.03
平成25年度	10.03	10.00	+0.03
平成26年度	10.03	10.00	+0.03
平成27年度	10.10	10.00	+0.10
平成28年度	10.13	10.00	+0.13
平成29年度	10.11	10.00	+0.11
平成30年度	10.18	10.00	+0.18
令和元年度	10.21	10.00	+0.21
令和2年度	10.20	10.00	+0.20
令和3年度	10.22	10.00	+0.22

←H20. 10. 1

協会けんぽ発足

←都道府県単位別
保険料率へ移行

←激変緩和措置終了